

議案第9号

沖縄県教育関係職員表彰規程の一部を改正する訓令について

沖縄県教育関係職員表彰規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育関係職員表彰規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「教育次長（総務課担当）」を「教育管理統括監」に改め、同条第4項中「教育次長（総務課担当教育次長を除く。）」を「教育指導統括監」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

総務課

1 件名

沖縄県教育関係職員表彰規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育次長を教育管理統括監及び教育指導統括監に改める（第 6 条）。
- (2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

- (1) 新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育関係職員表彰規程（総務課）

新	旧
<p>(審査会) 第6条 (略) 2 (略) 3 会長は、<u>教育管理統括監</u>をもって充てる。 4 審査員は、<u>教育指導統括監</u>、<u>総務課長</u>、<u>県立学校教育課長</u>、<u>義務教育課長</u>、<u>保健体育課長</u>及び<u>生涯学習振興課長</u>をもって充てる。</p>	<p>(審査会) 第6条 (略) 2 (略) 3 会長は、<u>教育次長</u>（<u>総務課担当</u>）をもって充てる。 4 審査員は、<u>教育次長</u>（<u>総務課担当教育次長を除く。</u>）、<u>総務課長</u>、<u>県立学校教育課長</u>、<u>義務教育課長</u>、<u>保健体育課長</u>及び<u>生涯学習振興課長</u>をもって充てる。</p>